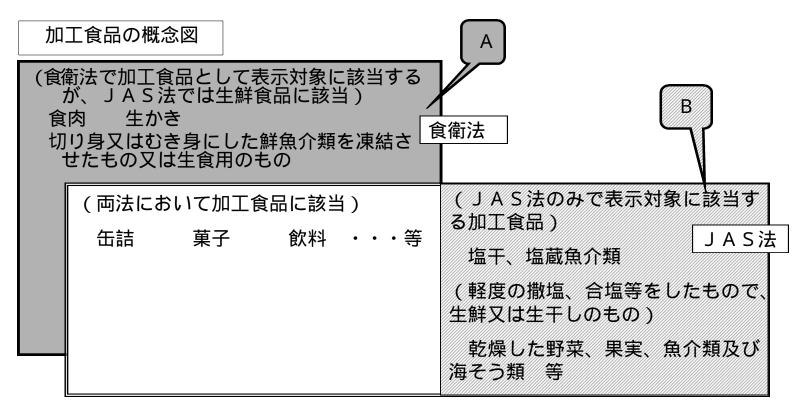


- 1. 食衛法とJAS法で、表示対象となる加工食品の範囲が 異なるが、現行の取扱いで問題が生じているか。 また、両法における取扱いを同一にする必要があるか。
- 2.JAS法の生鮮食品と加工食品を、工程毎に体系的に分類すべきか。特に、以下の工程をどう考えるか。
 - ·異種混合 ·同種混合 ·乾燥

1.食衛法とJAS法で、加工食品に該当する範囲が異なる

現状:



(表示対象に該当 する加工食品)

(現状)

(表示上の変更点)

(留意点)

A(食衛法のみ該当)

JAS法上 もAを加工 食品として の表示対象 とする

- ・食肉
- ・生かき
- ・魚介類の切り 身・むき身(凍結 又は生食用)

JAS法では生鮮食⁾ 品に該当

食衛法の表示 + JAS法の生鮮食品 表示が実施されて いる (JAS法上も、Aを加工食品 に該当するとした場合)

- ・原産地表示がなくなる
- ・養殖・解凍表 示がなくなる(水 産物)

・消費者の選択という観点から考えて、食肉、生かきを加工食品とすることが適当か。

・原産地表示 養殖・解凍表示がなくなることをどう考えるか。

B(JAS法のみ該当)

食衛法上も Bを加工食 品としての 表示対象と する

- ·塩干、塩蔵魚介 類
- ・乾燥した野菜・ 果実・魚介類及 び海藻類

食衛法では表示義 務なし

JAS法の加工食品表示が実施されている

(食衛法上も Bを加工食品 に該当するとした場合)

- ・表示内容の変更なし
- ・食品衛生の確保の観点から考えて、これらを表示対象の加工食品とすることが適当か。

不整合品目の表示例

現在の表示

(Aの例) 銀ざけ(養殖・解凍)

<u>チリ産</u> 銀ざけ切り身 <u>(解凍・養殖)</u>

消費期限 ・・・ 保存方法 ・・・ 加工者 ・・・



JAS法上、Aを加工食品に該当するとした場合の表示

名称 銀ざけ切り身

消費期限 ・・・ 保存方法 ・・・ 加工者 ・・・

現在の表示

(Bの例) 乾燥いちじく 名称 乾燥果実 原材料名 いちじく 内容量 ・・・ 賞味期限 ・・・ 保存方法 ・・・ 製造者



食衛法上、Bを表示対象の加工食品とした場合の表示

(左に同じ)

2.JAS法において、混合工程を生鮮 加工いずれに分類すべきか

現状:

JAS法上で:

生鮮食品 加工食品 扱い 扱い

	米穀	農産物	畜産物	水産物
の例		ベツのミックス	ピのセット	マグロの赤身とト 口の刺身盛り合わせ
異種混合 の例	精米と精麦・雑穀 の混合	カット野菜ミック ス		マグロ、はまち、 イカなどの刺身盛 り合わせ

(表示内容)

(異種混合についても同種混合と同様 生鮮食品扱いとした場合)

・食衛法に基づく表示に加え、」 AS法に基づく生鮮表示(原産地 養殖・解凍)が必要となる

(同種混合についても異種混合と同様 加工食品扱いとした場合)

・JAS法に基づく生鮮食品の表 示(原産地、養殖・解凍)が不要 となり、JAS法に基づく加工食 品の表示及び食衛法に基づく表 示のみとなる

(留意点)

- ・非常に多種類の原 材料を使用し 原産 地が市況等により変 動する場合でもこ れらすべての原材料 について原産地表示 養殖・解凍表示が必 要となることについ てどう考えるか。
- ・ゆでだこ等 加熱し たものを混合した場 合の扱いをどう考え るか。

・原産地表示 養 殖・解凍表示がな くなってしまうのは どうか。

選択肢1:

異種混合に ついても

生鮮食品扱い

選択肢2:

同種混合に ついても 加工食品扱い



現行どおり

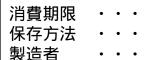


選択肢1: 異種混合についても同種混合と同様 生鮮扱いとした場合

(例)刺身盛り合わせ(異種混合)

現在の表示(加工食品扱い)

名称 刺身盛り合わせ 原材料名 みなみまぐろ、めばち 、まぐろ、まだい、はまち、キン グサーモン、やりいか、ゆでだこ





生鮮食品扱いした場合の表示

刺身盛り合わせ(みなみまぐろ<u>(豪州産、養殖</u>、<u>解凍)</u>、めばちまぐろ<u>(南太平洋、解凍)</u>、まだい<u>(香川県沖)</u>、はまち<u>(瀬戸内海、養殖</u>)、キングサーモン<u>(カナダ、解凍)</u>、やりいか<u>(玄界灘)</u>、ゆでだこ <u>(瀬戸内海)</u>

消費期限 ・・・ 保存方法 ・・・ 製造者 ・・・

「ゆでだこ」は、加工食品に該当する。

選択肢2: 同種混合についても異種混合と同様 加工扱いとした場合

(例)カット野菜(同種混合)

現在の表示(生鮮食品扱い)

キャベツ千切り (キャベツ<u>(群馬</u><u>県)</u>、紫キャベツ<u>(長野県)</u>)

消費期限 ・・・ 保存方法 ・・・ 製造者 ・・・



加工食品扱いした場合の表示

名称 キャベツ千切り 原材料名 キャベツ、紫キャベツ

消費期限 ・・・ 保存方法 ・・・ 製造者 ・・・

(参考1)乾燥工程の取扱い

・その他の農林水産物の「乾燥」丁程:

【現状】

米穀、雑穀、豆類については<u>生鮮食品扱い</u> その他の農林水産物については、加工食品扱い

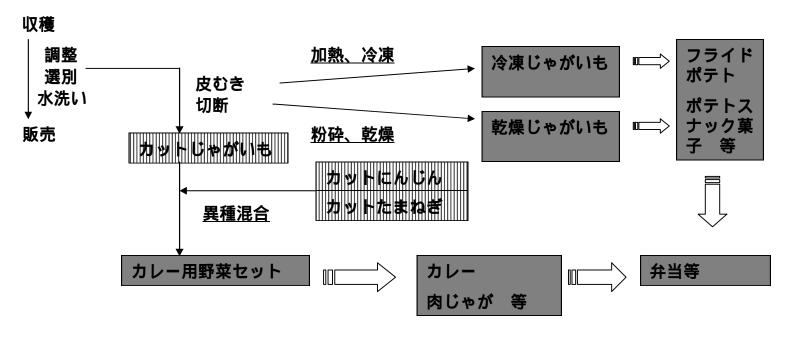
【上記の考え方】

- ・米穀、雑穀、豆類の「乾燥」工程: 農林水産業生産者による収穫後の調整、選別、水洗い等の作業の一環として必ず行われる
- 生鮮品の付加価値向上(保存性や食味向上、料理適正の獲得)のために行われる ものであり、性格が異なることから、上記考え方をとっている。

乾燥工程については、現行の取扱いがわかりにくいとの指摘は特に受けていない。

(参考2)食品の加工工程の概念フロー

農産物(じゃがいも)



: JAS法で生鮮扱い : JAS法で加工扱い

(参考3)「製造」及び「加工」の意味

(多ちょ)				
	製造	加工		
広辞苑 (岩波 書店)	品物をつくること。原料に人工を加え て製品とすること。	人工を加えること。天然物に工作を施し これを変更して新たなものとすること。		
国語大辞典 (角川書店)	原料に手を加えて品物を作ること。	人工を加えること。原料や他人の動産に 工作を加えて新たな物品を製造すること。		
新選国語辞典 (小学館)	つくること。製作。原料に手を加えて 商品をつくること。	品物に細工すること。原料に人工的な工 作をほどこしてある製品をつくること。		
新明解国語辞典(三省堂)	原材料や粗成品を加工したり、組み立 てたりして製品を(大量に)作ること。	原材料(他の製品)に手を加えて前と 違ったものを作ること。		
法令用語辞典 (学陽書房)	(製造及び加工)ある物品を作り出すことをいう。また、製造は新たに物品を作ることをいうのであって、物品に一定の工作を加えてもその物品の本質には変更がなく新規な物ということができない場合には加工であって製造ではない。このような作り出された物が新規であるかどうかは社会通念によって決定される。			
(参考:現行の定義)				
食衛法	ある物に工作を加えて、その本質を変 化させ、別の物を作り出すこと。	ある物に工作を加えて、その物の本質を 変えないで形態だけを変化させること。		
JAS法	原料として使用した物とは本質的に異 なる新たな物を作り出すこと。	ある物を材料としてその本質は保持させ つつ、新しい属性を付加すること。		

食衞法、JAS法では、「製造」と「加工」を、「製造又は加工」という、一括りの概念として用い

ており、「製造」と「加工」の2つの概念の相違は問題となっていない。